

積立定期預金 商品説明書

商 品 名	積立定期預金（確定日型）[単利型]
販売対象	・法人および個人の方。
期 間	・1年以上15年以内 ただし、積立期間終了後3ヵ月の据置期間が必要です。また、据置期間を含み15年を超えることはできません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で分割預入 ・1回当たり100円以上 ・1円単位
払出方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・各分割お預入日における、お預入日からお預かり期限（据置期間3ヵ月を含む）の前日までの日数に応じた店頭表示の利率を適応します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税 金	・平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 ・法人のお利息は総合課税となります。
手 数 料	・なし
付加できる 特約事項	・普通預金等からの自動振替によるお預入ができます。 ・個人の方はマル優の取扱いができます。
中途解約の取扱い	・お預入金額毎にお預入日から解約日の前日までの期間については（別紙23ページ）「定期預金の中途解約利率一覧表」自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）のとおりお支払いします。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 ・滋賀弁護士会（電話：077-522-3238） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日またはご継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象預金です。 ・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。

（令和6年7月17日現在）